

# 災害救助法の救助項目及び 救助の程度、方法及び期間

# 災害救助法の運用 【救助項目（法第4条第1項）】

	救助項目	救助の概要
1	避難所の設置	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 災害発生直後の地域の避難生活の拠点として、災害情報、生活・医療に関する情報・サービスの提供、食料・飲料水等の物資の提供及び入浴支援など実施。</li> <li>○ また、高齢者や障害者など通常の避難生活に配慮が必要な方には福祉避難所等も提供。</li> <li>○ 指定避難所だけでは不足する場合等は、ホテル・旅館等や研修所等も避難所として活用することが可能。</li> </ul>
2	応急仮設住宅の供与	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 災害により住宅が全壊又は流出し、住むところが無くなってしまった場合、半壊であっても住むことが困難な場合には、応急的に仮設住宅に入居することが可能。</li> </ul>
3	炊き出しその他による食品の給与	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 災害により食料が購入できない、自宅で調理ができない、などの場合、避難所において炊き出しその他による食品の給与が受けられる。</li> </ul>
4	飲料水の供給	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 災害により飲料水が購入できない、自宅の水道が出ないなどの場合、避難所において炊き出しその他による食品の給与・飲料水の供給が受けられる。</li> </ul>
5	被服、寝具その他生活必需品の給与・貸与	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 住宅が全壊、全焼、流失又は床上浸水により、生活上必要な被服、寝具その他日用品等を喪失又は毀損し、直ちに日常生活を営むことが困難な方に対して実施。</li> </ul>
6	医療・助産	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 災害の発生により医療や助産の途を失った者に対して、診療、薬剤の支給、分べんの介助等を提供。</li> </ul>
7	被災者の救出	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 災害のため現に生命もしくは身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を捜索し、又は救出する。</li> </ul>

	救助項目	救助の概要
8	福祉サービスの提供	○ 発災後、都道府県知事等からの要請を受けた場合には、速やかに災害時要配慮者に対して法による福祉サービスの提供を実施するもの。
9	住宅の応急修理 (住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理)	○ 災害のため住家が半壊（焼）又はこれに準ずる程度の損傷を受け、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある世帯に対して、ブルーシートの展張等の緊急的な修理を実施するもの。
	住宅の応急修理 (日常生活に必要な最小限度の部分の修理)	○ 自宅が一定の被害（大規模半壊、半壊又は準半壊）を受けた世帯に対して、被災した住宅の屋根、居室、台所、トイレ等日常生活に必要な最小限の部分を応急的に修理するもの。
10	学用品の給与	○ 住家の全壊、流失、半壊又は床上浸水による喪失若しくは損傷等により学用品を使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒に対して行うもの。
11	埋 葬	○ 遺族がいないか、遺族がいても災害による混乱期等のため、その遺族が埋葬を行うことが困難な場合に実施するもの。
12	死体の搜索	○ 災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情により既に死亡していると推定される者に対して搜索を行うこと。
13	死体の処理	○ 遺体識別や遺体に対する最低限の措置として、遺体に対して洗浄、縫合、消毒等の処置を行うもの。
14	障害物の除去	○ 半壊又は床上浸水した住家であって、住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で一時的に居住できない状態にあり、自力では当該障害物を除去できない場合に実施するもの。
■	救助事務費	○ 救助の事務を行うために要した時間外勤務手当、旅費などの事務費

# 災害救助法の運用【救助項目（法第4条第2項）】

	救助項目	救助の概要
1	避難所の設置、救助のための輸送費及び賃金職員雇上費	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 災害が発生するおそれのある場合において、被害を受けるおそれがあり、現に救助を要する者を対象に広域避難や事前避難を実施。</li> <li>○ 高齢者や障害者等で避難行動が困難な要配慮者、自ら避難することが困難な状況にある者については、船舶やバス等の借上げ等により輸送。</li> <li>○ また、高齢者や障害者など通常の避難生活に配慮が必要な方には福祉避難所等も提供。</li> </ul>

**令和3年5月20日から**  
**避難指示で必ず避難**  
 避難勧告は廃止です

警戒レベル	新たな避難情報等	これまでの避難情報等
5	緊急安全確保※1	災害発生情報 (発生を確したときに発令)
4	避難指示※2	・避難指示(緊急) ・避難勧告
3	高齢者等避難※3	避難準備・ 高齢者等避難開始
2	大雨・洪水・高潮注意報 (気象庁)	大雨・洪水・高潮注意報 (気象庁)
1	早期注意情報 (気象庁)	早期注意情報 (気象庁)

※1 市町村が災害の程度を完全に把握できるものではない限り、警戒レベル5は必ず発令される情報ではありません。  
 ※2 避難指示は、これまでの避難指示のタイミングで発せられることになります。  
 ※3 警戒レベル3は、避難指示以外の人も必要に応じて避難の行動を促すため、避難の準備をしたり、危険を察したら自主的に避難するタイミングです。

警戒レベル5は、すでに安全な避難ができず命が危険な状況です。  
警戒レベル5緊急安全確保の発令を待ってはいけません！

避難勧告は廃止されます。これからは、警戒レベル4避難指示で危険な場所から全員避難しましょう。

避難に時間のかかる高齢者や障害のある人は、警戒レベル3高齢者等避難で危険な場所から避難しましょう。

内閣府(防災担当)・消防庁

「避難」って何すればいい？

小中学校や公民館に行くことだけが避難ではありません。「避難」とは「難」を「避」けること。下の4つの行動があります。

行政が指定した避難場所への立退き避難

自ら携行するもの  
・マスク  
・消毒液  
・体温計  
・スリッパ 等

小・中学校  
公民館  
学校  
銀行

安全な親戚・知人宅への立退き避難

普段から災害時に避難することを相談しておきましょう。

※ハザードマップで安全かどうかを確認しましょう。

親戚・知人宅

普段からどう行動するか決めておきましょう

安全なホテル・旅館への立退き避難

通常の宿泊料が必要。事前に予約・確認しましょう。

※ハザードマップで安全かどうかを確認しましょう。

ホテル  
旅館

屋内安全確保

ハザードマップで以下の「3つの条件」を確認し自宅にいても大丈夫かを確認する必要があります。

ここなら安全！

「3つの条件」が確認できれば浸水の危険があっても自宅に留まり安全を確保することも可能です

- 1 家屋倒壊等危険指定区域に入っていない(入っていると)
- 2 浸水深より居室は高い
- 3 水がひくまで発電でき、水・食糧などの備えが十分(十分じゃないと)

※ 家屋倒壊等危険指定区域や水がひくまでの時間(浸水継続時間)はハザードマップに記載がない場合がありますので、お住まいの市町村へお問い合わせください。

豪雨時の屋外の移動は車も危険です。やむをえず車中泊する場合は、浸水しないよう周囲の状況等を十分に確認して下さい。

## 救助の程度、方法及び期間

### 災害救助法施行令第3条第1項及び第2項に明記

#### 1項 一般基準

救助の程度、方法及び期間は、応急救助に必要な範囲内において、内閣総理大臣が定める基準（※）に従い、あらかじめ、都道府県知事等が、これを定める。

（※平成25年内閣府告示第228号）

#### 2項 特別基準

一般基準では救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事等は、内閣総理大臣（所管大臣）に協議し、その同意を得た上で、特別基準を定めることができる。

# 災害救助法の救助期間の延長に関する具体例

「令和2年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和2年12月18日閣議決定）において、「災害救助法の救助の期間（4条3項）の延長については、地方公共団体の適切な判断に資するよう、延長すべき期間が予測できる場合又は延長すべき期間は予測できないものの一定期間以上の延長が必要であることが明らかな場合は、一般基準で定められた期間にかかわらず延長できることを具体的な事例を示しつつ明確化し、全国会議を通じ、地方公共団体に令和3年5月を目途に周知する。」とされたところであり、以下のとおり具体例を記載する。

「令和5年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和5年12月22日閣議決定）において、「災害救助法の救助の期間（4条4項及び施行令3条2項）については、延長すべき期間の具体的な根拠を示すことが困難な場合でも延長できることを、具体的な記載例を示しつつ明確化し、地方公共団体に令和6年中に周知する。」とされたところであり、以下のとおり具体例を記載する。

## 災害救助法施行令（昭和22年政令第225号）（抄）

（救助の程度、方法及び期間）

第三条 救助の程度、方法及び期間は、応急救助に必要な範囲内において、内閣総理大臣が定める基準に従い、あらかじめ、都道府県知事又は救助実施市の長（以下「都道府県知事等」という。）が、これを定める。

2 前項の内閣総理大臣が定める基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事等は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

## 災害救助事務取扱要領（令和7年10月）抜粋

### 第4 救助の程度、方法及び期間に関する事項

#### 18 特別基準に関する処理について

特別基準については、文書をもって協議することとなっているが、発災時に直ちに文書をもって協議することが困難な緊急やむを得ない場合が多いことから、そのような場合には、電話やファクシミリ、Eメールにより申請し、事後速やかに文書をもって処理することとなっている。

また、特別協議による救助の期間の延長については、地方公共団体の適切な判断に資するよう、延長すべき期間が予測できる場合又は延長すべき期間は予測できないものの一定期間以上の延長が必要であることが明らかな場合は、一般基準で定められた期間にかかわらず延長できる。この場合、被災自治体は救助期間の延長に必要な具体的な事例を明確化して期間の設定を行うこと。

ア この場合の文書番号及び日付については、本来は電話により申請した日のものとするべきであるが、災害という緊急時でもあるので、その日以降の文書番号及び日付として差し支えない。

ただし、この場合、原則として、申請書の記載にその旨（〇年〇月〇日の電話で申請し、〇年〇月〇日の電話で承認を得たものについて、文書をもって処理するものであること）を明記すること。

なお、電話により申請した日の文書番号及び日付とする場合には、内閣府においても電話にて承認した日の文書番号及び日付とする必要がある場合もあることから、事務に遺漏をきたさぬよう、内閣府と連絡調整を図り、その旨の確認を行うこと。

イ 特別基準の申請は、次により、いわゆる基準告示に定める救助の期間内を行うことを原則とする。

（ア）基準告示に定める救助の期間内により難しい場合

- ① 基準告示に定める救助の期間内により難しい理由
- ② 必要とする救助期間
- ③ 期間延長を必要とする市町村別救助対象数
- ④ その他必要な事項

（イ）避難所の設置、被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与の季別により難しい場合

- ① 季別の変更を要する理由とその季別
- ② 季別の変更を必要とする市町村別救助対象数
- ③ その他必要な事項

（ウ）輸送費及び賃金職員等雇上費の範囲により難しい場合

- ① 輸送費及び賃金職員等雇上費の範囲により難しい理由
- ② 輸送費及び賃金職員等雇上費の範囲に含める必要のある事項及びその期間
- ③ その他必要な事項

（エ）その他基準告示に定める程度、方法により難しい場合

- ① 基準告示に定める程度、方法により難しい理由
- ② 特別基準の内容
- ③ その他必要な事項

救助項目	一般基準	【延長すべき期間の具体的な根拠を示すことが困難な場合の事例】	【延長期間が予測できる場合又は延長期間は予測できないものの一定期間以上の延長が必要である場合の事例】	協議理由のポイント
避難所の設置	災害発生の日から7日以内	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現時点で、避難所の開設期間を定められないことから、7日間延長する。</li> <li>※ 更に再延長が必要な場合は、同様に取り扱う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建設型応急住宅が〇月〇日に完成予定であり、△月△日から順次、鍵の受渡し、入居となるため、□□地区の避難所を◇月◇日まで延長する。</li> <li>・賃貸型応急住宅の供与に際し、〇月〇日から、入居申込受付窓口を開設するため、△月△日まで間、●●地区の避難所の開所期間を延長する。</li> <li>・一時避難として公営住宅の提供を検討中であるが、公営住宅への一時避難に関する相談や賃貸型応急住宅の受付開始等が〇月〇日、公営住宅の入居に関する公募が△月△日になるため、〇〇地区の避難所の供与期間を△月△日まで延長する。</li> <li>・住宅の応急修理を希望する被災者の修理完了日が〇月〇日であり、修理完了後、自宅に戻れるのが〇月△日であることから〇月△日まで〇〇市の〇〇地区の避難所の供与を延長する。</li> </ul> <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「被災者の避難が長期化するため延長したい」だけでは、期間設定の理由が不明確であり、国においても延長期間の妥当性について判断ができない。</li> <li>・避難所を開設しなければならない具体的な地区、期間及び理由が明確にすること。特に避難所の避難が長期化しないよう自治体でどのような対応を図っているのかが必要である。</li> <li>・応急仮設住宅の供与、応急修理を可能な限り迅速に開始することにより、避難所における滞在期間を短縮化することが可能となる。</li> </ul>

救助項目	一般基準	【延長すべき期間の具体的な根拠を示すことが困難な場合の事例】	【延長期間が予測できる場合又は延長期間は予測できないものの一定期間以上の延長が必要である場合の事例】	協議理由のポイント
応急仮設住宅の供与 (建設型応急住宅の着工期間)	災害発生の日から20日以内に着工	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害救助のために建設する応急仮設建築物は、建築基準法第85条第1項に基づき、10日間延長する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>被災者の入居意向調査については〇月〇日までに完了する予定であるが、並行して建設戸数の確定、建設工事団体等との調整（現地調査、設計、仕様及び積算の確認）及び契約から着工までに◇日間を要するため、△月△日まで応急仮設住宅の着工期間を延長する。（延長できる期間は、最長10日以内となることに留意。）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害救助のために建設する応急仮設建築物は、建築基準法第85条第1項に基づき、1か月以内に工事を着手することとされているため、延長できる期間は10日以内となることに留意すること。</li> </ul>
炊き出しその他による食品の給与	災害発生の日から7日以内	<ul style="list-style-type: none"> <li>現時点で、避難所の開設期間を定められないことから、食事の給与についても、7日間延長する。</li> <li>※ 更に再延長が必要な場合は、同様に取り扱う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>被災地周辺のスーパー・コンビニ等も被災しており、食品流通事業団体等に確認したところ各店舗への流通の再開には最低〇～△日程度かかるとの報告を受け、安定した食品の供給が確保される〇月〇日までの間、食品の給与の期間を延長する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害による流通の支障等により食品が得られない、住家が被災して自宅での炊事ができない等によって、食品の給与期間を延長しなければならないため、流通事業者の見通し、応急仮設住宅等への入居状況等を説明した上で期間の延長を判断する必要がある。</li> <li>単に食品販売業者の再開が見込めないため期間を延長しただけでは不十分である。</li> </ul>
飲料水の供給	災害発生の日から7日以内	<ul style="list-style-type: none"> <li>現時点で断水解消の期間が定められないことから、7日間延長する。</li> <li>※ 更に再延長が必要な場合は、同様に取り扱う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>給水場が被災しており、上水道を管理する部局や、水道事業者が調査をした結果について、〇〇地区では復旧までには最低〇週間程度を要すると公表されているため、〇〇地区の飲料水の供給を〇月〇日まで延長する。また、△△地区の復旧は△月△日であり、△月△日まで延長する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>断水等の復旧状況については、水道部局から詳細な被災状況を確認した上で、復旧までの期間、理由及び公表の予定等を聞き取り、情報を整理して延長を行うこと。</li> </ul>

救助項目	一般基準	【延長すべき期間の具体的な根拠を示すことが困難な場合の事例】	【延長期間が予測できる場合又は延長期間は予測できないものの一定期間以上の延長が必要である場合の事例】	協議理由のポイント
被服、寝具その他の生活必需品の給与又は貸与	災害発生の日から10日以内	<ul style="list-style-type: none"> <li>現時点で、生活必需品の給貸与を開始したばかりであり、実施期間を定めることができないため、10日間延長する。</li> <li>※ 更に再延長が必要な場合は、同様に取り扱う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>被災者からの生活必需品の支給申請書の提出期間を〇月〇日までとしており、その後、とりまとめ作業を行い、協定締結団体に対し、発注を行ったところであり、△月△日には納品を予定していることから△月△日まで期間を延長する。</li> <li>協定締結している物流業者から物資不足や交通障害等の影響により全ての被災者へ生活必需品を給与する期間として最低〇日間を要する見込みであるとの報告を伺っていることから◇月◇日まで期間を延長する。</li> <li>など</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>生活必需品の給与又は貸与は、住家の全壊、半壊又は床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具その他日用品等を喪失又は毀損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対し、当面、最低限必要となる生活支援として、①被服、寝具、②日用品、③炊事用具及び食器等を給与又は貸与するものであることから、可能な限り速やかに必要最小限の日用品を給与・貸与を行う必要がある。</li> </ul>
医療・助産	<p>【医療】災害発生の日から14日以内</p> <p>【助産】災害発生の日から7日以内</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>現時点で、被災した〇〇病院の施設復旧にどの程度の期間が掛かるのか病院担当者と修理業者間で調査中であり、延長すべき期間を定められないことから、14日間延長する。</li> <li>※ 更に再延長が必要な場合は、同様に取り扱う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>〇〇病院では、水害によりボイラーや電気設備に被害を受け、医療機関として機能停止に陥っている。設備の復旧の見込みについては、病院からの報告により約〇日間を要するとのことであり、病院からも対外公表されている。このため、救護班等の活動について〇月〇日まで期間を延長する。</li> <li>など</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>被災地の医療機関が機能停止又は医療機関が受入可能な患者数を超えていることや、医療機関が復旧するまでの期間等について速やかに公表を行い、公表された期間を踏まえて延長を行うことが望ましい。</li> </ul>
福祉サービスの提供	災害発生の日から7日以内	<ul style="list-style-type: none"> <li>現時点で、福祉サービスの提供期間を定められないことから、7日間延長する。</li> <li>※ 更に再延長が必要な場合は、同様に取り扱う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>停電・断水により福祉避難所等で避難生活を送っている要配慮者が自宅等に帰還するまで最低〇日間を要する見込みであると報告を受けていることから、〇月〇日まで期間を延長する。</li> <li>など</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「被災者の避難が長期化するため延長したい」だけでは、期間設定の理由が不明確であり、国においても延長期間の妥当性について判断ができない。</li> </ul>

救助項目	一般基準	【延長すべき期間の具体的な根拠を示すことが困難な場合の事例】	【延長期間が予測できる場合又は延長期間は予測できないものの一定期間以上の延長が必要である場合の事例】	協議理由のポイント
被災した住宅の応急修理 (日常生活に必要な最小限度の部分の修理)	災害発生の日から3月以内  (国の災害対策本部が設置された場合は6月以内)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現在、罹災証明書の交付を開始し、それに併せて応急修理の相談窓口を開設したところであるが、施工業者に依頼が殺到しており、被災者宅を順番に修理して回っているが、未だ、各住戸で何日程度掛かるのか把握できていないため、応急修理の期間を定められないため、修理期間を3月延長する。</li> </ul> <p>※ 更に再延長が必要な場合は、内閣総理大臣と協議を行う。</p> <p>その際、応急修理を迅速に実施するための方策や応急修理を確実に完了するためのアクションプラン（具体的な方策等）を示した上で、協議を行うこと。</p> <p>【具体的なアクションプラン】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 建築士会・建築士事務所協会の協力を得て相談体制の増強</li> <li>・ 木造仮設住宅の建設完了に伴う各市町村の工務店職人の応急修理へのシフト（〇社→〇〇社に増加）</li> <li>・ 県外事業者の活用による修理業者の増強</li> <li>・ 市町村役場の受付スタッフ等の増員強化（応援職員、賃金雇上等）</li> <li>・ 被災者個人宅への訪問相談</li> <li>・ 住まいの市町村以外の修理業者に対する掛かり増し経費の補助</li> </ul> <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 〇月〇日から住まいに関する相談窓口を開設し、鋭意、応急修理の申請受付を実施しているが、〇〇市での応急修理の工期を確認したところ、工事完了が△月△日となっていることから、△月△日まで期間を延長する。</li> <li>・ 〇月〇日から住まいに関する相談窓口を開設し、申請・受付を開始しており、現在、〇〇〇件の修理が完了したが、施工業者の不足等もあり罹災証明発行件数（応急修理対象件数）のうち、〇〇%であり、残りの応急修理を必要とする件数の割合が△△%を見込んでいるため、引き続き応急修理の受付を継続する必要があることから、□月□日まで期間を延長する。</li> </ul>	<p>※ 過去の災害の実績から応急修理件数として、罹災証明書の交付件数に対し、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 半壊以上で概ね50%～60%、</li> <li>・ 準半壊で概ね30%～40%が、応急修理を活用している。</li> </ul> <p>※ 応急修理期間については、過去の大規模な災害では以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平成28年熊本地震 熊本 2年11月</li> <li>・ 平成30年7月豪雨 岡山 1年9月 広島 2年9月 愛媛 2年1月</li> <li>・ 令和元年東日本台風 宮城 1年5月 長野 1年6月</li> <li>・ 令和2年7月豪雨 熊本 1年4月</li> <li>・ 令和3年福島沖地震 福島 2年2月</li> <li>・ 令和4年福島沖地震 福島 1年11月</li> </ul>

救助項目	一般基準	【延長すべき期間の具体的な根拠を示すことが困難な場合の事例】	【延長期間が予測できる場合又は延長期間は予測できないものの一定期間以上の延長が必要である場合の事例】	協議理由のポイント
被災した住宅の応急修理 (住宅の被害の拡大を防止するための緊急の修理 (ブルーシートの展張等))	災害発生の日から10日以内	<ul style="list-style-type: none"> <li>現時点で突風被害が生じた住宅が何軒あるのか把握できておらず、調査を実施している。また、併せて、ブルーシートの資材の配布及び展張依頼を受けているが、何日掛かるのか把握できていないため、10日間延長する。</li> </ul> <p>※ 更に再延長が必要な場合は、内閣総理大臣と協議を行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地震(突風)により市町村内の約〇〇〇軒の住宅の屋根瓦がズレ・脱落している状況にある。現在、各市町村の役場等においてブルーシート等の資材の配布及び業者やNPOによる展張依頼に関する申込を受け付けているが、件数が多いため、〇月〇日まで窓口受付を延長して対応する予定。そのため、緊急の修理の期間を△月△日まで期間延長する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ブルーシートの展張は、応急修理までの被害の拡大を防止するための緊急の措置(つなぎ)である。そのため、展張後はできる限り早期な応急修理の実施が求められる。</li> <li>ブルーシート等の資材の受取や展張の申込時に、応急修理(日常生活に必要な最小限度の部分の修理)早期実施に関する周知を行うことで、被災者が応急修理を実施するきっかけを作ることが必要。</li> </ul>
学用品の給与	<p>【教科書】 災害発生の日から、1月以内</p> <p>【文房具及び通学用品】 災害発生の日から、15日以内</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>現在、各学校長から被災した児童の保護者にメールにて教科書や学用品の毀損・滅失状況について確認を依頼しているところであり、〇月〇日には全体のとりまとめを行う予定である。その上で、県教育委員会においてまとめて発注を行うこととしているが、販売業者からの納期が示されていないことから、判明次第、内閣総理大臣と協議して延長期間を定めることとしたい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>教科書や学用品を毀損・滅失してしまった児童・生徒が居住する〇〇地区のX X小学校、△△中学校のに対して「教科書や学用品の毀損・滅失」に関する確認依頼を〇月〇日に実施したところ。□月□日には各学校から報告が来る予定である。その上で、取りまとめて調達等を行うことから教科書は◇月◇日に配布、学用品は△月△日には配布を完了することが可能となるため、△月◎日まで期間を延長する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>教育委員会や各学校長との連携により、災害により被災した学区、学校が把握され、各校の生徒の現状がある程度把握できている必要がある。</li> <li>また、教科書の配布、学用品の給与が完了するまでの期間についても把握できることが必要であること。</li> </ul>

救助項目	一般基準	【延長すべき期間の具体的な根拠を示すことが困難な場合の事例】	【延長期間が予測できる場合又は延長期間は予測できないものの一定期間以上の延長が必要である場合の事例】	協議理由のポイント
被災者の救出	災害発生の日から3日以内	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自宅ごと土砂に巻き込まれた〇名の救出作業については、現在、必死の捜索活動を行っているが、丁寧な掘り起こしが必要であり、いつまでに完了できるか、期間を示すことができない。このため、3日間の延長を行い、救出活動を実施する。</li> <li>※ 更に再延長が必要な場合は、同様に取り扱う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 〇〇川の決壊等により、〇〇地区及び△△地区の居住者が自宅に取り残されている。現在、自力での避難が困難な方が〇〇人いることから救出を〇日まで延長する。なお、河川管理事務所から現在、排水ポンプにおいて強制的に排水を行っているが、水位が下がるまでに〇日程度要するとの報告を受けている。</li> <li>など</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 被災者の救出について期間延長を行う場合には、具体的な救出の状況を説明する必要がある。</li> </ul>
死体の捜索・処理	<p>【捜索】 災害発生の日から10日以内</p> <p>【処理】 災害発生の日から10日以内</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現在、津波により行方が定かでない方の捜索を実施しているところであるが、広域に障害物が散乱し、行方不明者の捜索は難航していることから、延長期間を定めることができない。そのため、10日間の期間の延長を行う。</li> <li>・ 御遺体の数が多く、検死作業に相当の時間を要することから、10日間の期間の延長を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 土砂崩れにより〇〇地区において〇世帯が被災しているが、土砂が広範囲に流出したため、慎重に土砂の除去を行いつつ、並行して捜索を行う必要があり、捜索活動に〇〇日を要するとの報告を受けていることから、〇月〇日まで期間を延長する。</li> <li>・ 〇月〇の日捜索により発見した、身元不明の遺体〇体について、検視による身元調査を実施しているが、1日に検視できる遺体は△体であり、かつ、身元の判明した遺体の遺族への引き渡しまでに〇日間を要するため、△月△日まで期間を延長する。</li> <li>など</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 捜索の状況を明らかにし、救助に要する期間の説明が明確であること。</li> <li>・ 法による死体の検視（死因）が必要な状況であり、1日に検視できる遺体の数も明確に示され、延長する期間の根拠が明らかであること。</li> </ul>

救助項目	一般基準	【延長すべき期間の具体的な根拠を示すことが困難な場合の事例】	【延長期間が予測できる場合又は延長期間は予測できないものの一定期間以上の延長が必要である場合の事例】	協議理由のポイント
障害物の除去	災害発生の日から10日以内	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現在、土砂が住宅内に流れ込んだ世帯の状況を県、市、業者と共に確認中であり、確認作業にあと数日を要することから、現時点で延長期間を定めることができない。そのため、10日間の期間の延長を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・堤防の決壊により〇〇地区の約△△世帯の宅内（非住家を除く）に大量の土石・竹木が流入した。現在、被災者及びボランティアで宅内の土砂の除去を実施しているところであるが、〇〇地区の〇世帯では、宅内には汚泥と一緒に乗用車が流入しており、ボランティアの協力を得ても取り除くことが困難な状況であることから、土木業者と契約を行った上で、乗用車の除去を実施する。なお、実施業者は〇月〇日に作業を実施する予定であり、業務完了日の〇月〇日まで期間を延長する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害物の除去を実施する必要がある場合、速やかに県、市、業者において現地調査を行い、必要な重機等の準備などを実施すること。</li> </ul>
埋葬	災害発生の日から10日以内	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現時点で、御遺体の遺族関係者に連絡を取っている状況であるが、災害の混乱により連絡が取りづらい状況にある。遺族側からは引き取る旨の連絡を受けており、〇月〇日までは引き取ると言っているため、〇月〇日まで期間を延長したい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現在、△△体の遺体が火葬のための待機をしているが、被災地近郊の火葬場では1日に火葬できる御遺体の数は〇〇体までとなっている。また、火葬を行うための燃料も不足しており、このままでは、〇日後に燃料が枯渇する可能性がある。そのため、埋葬の期間を〇月〇日まで延長する。現在、隣市町の火葬場の使用についても県、隣市、火葬場と調整中であり、使用できることとなれば、期間を短縮できる見込みである。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害発生直後の混乱期に遺体が発見されたときには、遺族等の関係者に遺体を引き渡すことが原則であるが、遺族等が埋葬をできない場合、又は遺族等に引き渡しをできない場合などに法による埋葬を行うことになる。</li> </ul>

# 災害救助法【一般基準額の推移】

## 災害救助法告示(一般基準額の推移)

救 助 種 類		平成8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度
避難所の設置	基本額(1人1日当り)	130円	130円	310円	310円	310円	→	→	300円	→	→	→
	福祉避難所の設置 (平成9年4月追加)	—	—	実費	実費	実費	→	→	→	→	→	→
応急仮設住宅 (昭和26年10月追加)	建設型応急住宅 <small>(※集会所(50戸以上の団地設置の場合設置可)) (平成9年4月追加)</small>	1,390,000円	1,447,000円	2,034,000円	2,498,000円	2,498,000円	→	→	2,468,000円	2,433,000円	2,385,000円	2,342,000円
	賃貸型応急住宅	—	—	別に定める額	別に定める額	別に定める額	→	→	→	→	→	→
炊出しその他による食品の給与(1人1日当り)		850円	860円	1,020円	1,020円	1,020円	→	→	1,010円	→	→	→
飲料水の供給(昭和28年8月追加)		実費	実費	実費	実費	実費	→	→	→	→	→	→
被服、寝具、その他生活必需品の給与又は貸与(例:4人世帯)	夏季(全壊)	38,000円	38,000円	39,500円	40,100円	40,100円	→	→	39,200円	39,100円	→	39,000円
	冬季(全壊)	58,500円	58,500円	60,900円	61,800円	61,800円	→	→	60,500円	60,300円	→	60,100円
	夏季(半壊)	13,500円	13,500円	13,900円	14,000円	14,000円	→	→	13,700円	→	→	→
	冬季(半壊)	19,700円	19,700円	20,300円	20,600円	20,600円	→	→	20,100円	20,000円	→	19,900円
医療・助産		実費	実費	実費	実費	実費	→	→	→	→	→	→
災害にかかった者の救出(昭和28年8月追加)		実費	実費	実費	実費	実費	→	→	→	→	→	→
住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理 (令和5年6月16日追加)1戸当たり												
日常生活に必要な最小限度の部分の修理 (昭和28年8月追加)	半壊以上	295,000円	308,000円	432,000円	531,000円	531,000円	→	→	525,000円	519,000円	510,000円	500,000円
	準半壊(令和元年10月23日施行)											
学用品の給与	小学生	3,900円	4,000円	4,100円	4,100円	4,100円	→	→	→	→	→	→
	中学生	4,100円	4,200円	4,300円	4,400円	4,400円	→	→	→	→	→	→
	高校生(平成17年4月追加)					—	—	—	—	—	4,800円	→
	(教科書)	実費	実費	実費	実費	実費	→	→	→	→	→	→
埋葬	大人	149,000円	149,000円	175,000円	176,000円	179,000円	→	189,000→	→	193,000円	→	199,000円
	小人	119,200円	119,200円	140,000円	140,800円	143,200円	→	151,200→	→	154,400円	→	159,200円
死体の洗浄、縫合、消毒等の処理(昭和34年7月追加)		2,800円	2,800円	3,100円	3,300円	3,300円	→	→	3,200円	3,300円	→	→
死体の一時保存(昭和34年7月追加)		5,000円	5,000円	5,000円	5,000円	5,000円	→	→	→	→	→	→
障害物の除去(1戸当り)		134,100円	135,700円	139,600円	140,700円	141,100円	→	→	138,500円	137,000円	→	→

災害救助法告示(一般基準額の推移)

救 助 種 類		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
避難所の設置	基本額(1人1日当り)	→	→	→	→	→	→	→	310円	320円	→	→
	福祉避難所の設置 (平成9年4月追加)	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→
応急仮設住宅 (昭和26年10月追加)	建設型応急住宅 <small>(※集会所(50戸以上の団地設置の場合設置可)) (平成9年4月追加)</small>	2,326,000円	2,366,000円	2,404,000円	2,387,000円	→	2,401,000円	→	2,530,000円	2,621,000円	2,666,000円	5,516,000円
	賃貸型応急住宅	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→
炊出しその他による食品の給与(1人1日当り)		→	→	→	→	→	→	→	1,040円	1,080円	1,110円	1,130円
飲料水の供給(昭和28年8月追加)		→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→
被服、寝具、その他生活必需品の給与又は貸与(例:4人世帯)	夏季(全壊)	39,300円	→	39,900円	39,300円	→	39,200円	→	40,400円	41,500円	41,800円	→
	冬季(全壊)	60,500円	→	61,300円	60,400円	→	60,200円	→	62,100円	63,800円	64,300円	64,200円
	夏季(半壊)	13,800円	→	14,000円	13,800円	→	→	→	14,200円	14,600円	14,700円	→
	冬季(半壊)	20,000円	→	20,300円	20,000円	→	19,900円	→	20,600円	21,200円	21,400円	→
医療・助産		→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→
災害にかかった者の救出(昭和28年8月追加)		→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→
住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理 (令和5年6月16日追加)1戸当たり												
日常生活に必要な最小限度の部分の修理 (昭和28年8月追加)	半壊以上	→	510,000円	520,000円	→	→	→	→	547,000円	567,000円	576,000円	574,000円
	準半壊(令和元年10月23日施行)											
学用品の給与	小学生	→	→	→	→	→	→	→	→	4,200円	4,300円	4,400円
	中学生	→	→	→	→	→	→	→	→	4,500円	4,600円	4,700円
	高校生(平成17年4月追加)	→	→	→	→	→	→	→	→	4,900円	5,000円	5,100円
	(教科書)	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→
埋葬	大人	→	→	→	201,000円	→	→	→	206,000円	208,700円	210,400円	210,200円
	小人	→	→	→	160,800円	→	→	→	164,800円	167,000円	168,300円	168,100円
死体の洗浄、縫合、消毒等の処理(昭和34年7月追加)		→	→	→	→	→	→	→	3,400円	→	→	→
死体の一時保存(昭和34年7月追加)		→	→	→	→	→	→	→	5,200円	5,300円	→	→
障害物の除去(1戸当り)		→	137,500円	→	134,200円	→	133,900円	→	→	134,300円	134,800円	135,100円

災害救助法告示(一般基準額の推移)

救 助 種 類		30年度	令和元年度 10月	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
避難所の設置	基本額(1人1日当り)	→	330円	→	→	→	340円	350円	360円
	福祉避難所の設置 (平成9年4月追加)	→	→	→	→	→	→	→	→
応急仮設住宅 (昭和26年10月追加)	建設型応急住宅 (※集会所(50戸以上の団地設置の場合設置可)) (平成9年4月追加)	5,610,000円	5,714,000円	→	→	6,285,000円	6,775,000円	6,883,000円	7,089,000円
	賃貸型応急住宅	→	→	→	→	→	→	→	→
炊出しその他による食品の給与(1人1日当り)		1,140円	1,160円	→	→	1,180円	1,230円	1,330円	1,390円
飲料水の供給(昭和28年8月追加)		→	→	→	→	→	→	→	→
被服、寝具、その他生活必需品の給与又は貸与(例:4人世帯)	夏季(全壊)	42,000円	42,800円	→	→	42,500円	43,600円	45,000円	46,200円
	冬季(全壊)	64,500円	65,700円	→	→	65,300円	66,900円	69,000円	70,900円
	夏季(半壊)	14,800円	15,100円	→	→	15,000円	15,400円	15,900円	16,300円
	冬季(半壊)	21,500円	21,900円	→	→	21,800円	22,300円	23,000円	23,600円
医療・助産		→	→	→	→	→	→	→	→
災害にかかった者の救出(昭和28年8月追加)		→	→	→	→	→	→	→	→
住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理 (令和5年6月16日追加)1戸当たり							50,000円	51,500円	53,900円
日常生活に必要な最小限度の部分の修理 (昭和28年8月追加)	半壊以上	584,000円	595,000円	→	→	655,000円	706,000円	717,000円	739,000円
	準半壊(令和元年10月23日施行)		300,000円	→	→	318,000円	343,000円	348,000円	358,000円
学用品の給与	小学生	→	4,500円	→	→	4,700円	4,800円	5,200円	5,500円
	中学生	→	4,800円	→	→	5,000円	5,100円	5,500円	5,800円
	高校生(平成17年4月追加)	→	5,200円	→	→	5,500円	5,600円	6,000円	6,300円
	(教科書)	→	→	→	→	→	→	→	→
埋葬	大人	211,300円	215,200円	→	→	213,800円	219,100円	226,100円	232,200円
	小人	168,900円	172,000円	→	→	170,900円	175,200円	180,800円	185,700円
死体の洗浄、縫合、消毒等の処理(昭和34年7月追加)		→	3,500円	→	→	→	→	3,600円	3,700円
死体の一時保存(昭和34年7月追加)		→	5,400円	→	→	→	5,500円	5,700円	5,900円
障害物の除去(1戸当り)		135,400円	137,900円	→	→	138,300円	138,700円	140,000円	143,900円

# 災害救助法【救助期間の変遷】

	昭和28 通知	昭和34 通知	昭和37 通知	昭和38 通知	昭和47 通知	昭和49 通知	昭和55 通知	平成4 通知	平成16 厚告示	平成23 厚告示	平成26 内告示	令和3年 内告示	令和5 内告示	令和7 内告示
避難所	10日	→	→	→	7日	→	→	→	→	→	→	→	→	→
炊き出し	6日	→	→	→	7日	→	→	→	→	→	→	→	→	→
飲料水	6日	→	→	→	7日	→	→	→	→	→	→	→	→	→
仮設住宅※※	20日	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→
生活必需品	10日	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→
医療	14日	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→
助産	7日	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→
福祉	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	7日
救出	3日	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→
緊急修理	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	10日	→
応急修理	1ヶ月	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	3ヵ月 国の災対本部が 設置された場 合：6ヵ月	→	→
学用品	15日	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→
教科書	15日	1ヶ月	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→
埋葬	10日	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→
障害物の除去	-	-	-	-	10日	→	→	→	→	→	→	→	→	→

※ 通知から告示になったのは平成12年度である。

※※ 仮設住宅は「災害発生の日から20日以内に着工し、速やかに設置しなければならないこと。」とされている。

## < 応急仮設住宅の供与期間 >

昭和28	応急仮設住宅が、その目的を達成したとき、その処分については、厚生大臣の承認を受けること
昭和34	応急仮設住宅を供与できる期間は、完成の日から2年以内とすること
昭和42	「応急仮設住宅」を供与できる期間は、完成の日から建築基準法第85条第3項による期限内（最高2年以内）とすること
平成16	応急仮設住宅を供与できる期間は、完成の日から建築基準法（昭和25年法律第201条）第85条第3項に規定する期限までとすること
平成23	応急仮設住宅を供与できる期間は、完成の日から建築基準法（昭和25年法律第201条）第85条第3項又は第4項に規定する期限までとすること